

院外処方せんの処方表記変更について

(一般名処方に変更となります)

平成27年10月1日から当院で発行する院外処方せんは、「先発医薬品」か「後発医薬品(ジェネリック薬)」を患者様に保険薬局で選んでいただくことが出来るように“一般名処方”の記載に変更となります。

記

1. 変更点

【9月30日までの処方せん】

処方せんには製薬会社が決めた販売名(商品名)が記載されます。

【10月1日からの処方せん】

処方せんに【般】と入っているものは一般名処方の表記になります。この場合は患者様ご自身が保険薬局で先発医薬品または後発医薬品を選択することができます。

一般名処方とは？

お薬の一般名(有効成分名)を処方せんに記載する方法です。

処方せんには“【般】+「一般名(有効成分名)」+「剤形」+「含量」”で印字されます。

例)「ガスター錠 20mg」を処方した場合

「ガスター錠」の一般名は「ファモチジン」という名称になりますので、

処方せんには“【般】ファモチジン錠 20mg”と印字されます。

2. 負担金変更

保険割合	現在の処方せん料	変更後の処方せん料	変更点
3割	200円	210円	10円増し
1割	70円	70円	変更なし

※会計に費用が発生しない義務教育・乳幼児医療、難病医療、障害医療の方々の変更はありません。

3. 注意点

医師が販売名を指定して処方する場合や後発医薬品が存在しないお薬は、今まで通り販売名での表記になります。

●ご不明な点につきましては、スタッフにお問い合わせ下さい。